最終更新日：2015年11月24日
株式会社エフ・シー・シー
代表取締役社長　松田年真
問合せ先：総務部　IRブロック　TEL. 053-523-2471
証券コード：7296
http://www.fcc-net.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業理念に立脚し、株主をはじめ顧客、従業員および地域社会等のステークホルダーからの信頼を高め、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の最重要課題の一つとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組む。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則４－８】独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべき
会社の業務に精通した社内取締役と客観的で広範かつ高度な視野を持つ社外取締役1名によって構成される取締役会と、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会によって、業務執行に対する監督、監査は適切に機能していると判断しておりますが、社外取締役の複数名化については、監査等委員会設置会社への移行等を含め、引き続き検討してまいります。

【補充原則４－11－３】取締役会の実効性の分析・評価結果の開示
2015年度から実施予定であります。2015年度の分析・評価およびその結果の開示は、事業年度末後を予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針について「コーポレートガバナンスガイドライン」を定め、当社ホームページにおいて開示しております。その他に決算説明会資料や株主総会関連資料等の各種開示資料も掲載しておりますので併せてご参照ください。
「株主・投資家の皆様へ」URL: http://www.fcc-net.co.jp/ir/

【原則１－４】株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」第５条（政策保有株式に関する方針）をご参照ください。

【原則１－７】関連当事者間の取引
「コーポレートガバナンスガイドライン」第６条（利益相反取引）をご参照ください。

【原則３－１】
(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
企業理念：第１条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）＜企業理念＞をご参照ください。
経営戦略、経営計画：中期経営計画を定め、決算説明会等で公表しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」をご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンスガイドライン」第13条（役員報酬の決定方針）をご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンスガイドライン」第10条（取締役候補者の指名方針）、第12条（監査役候補者の指名方針）をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明
「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【補充原則４－１－１】取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲
「コーポレートガバナンスガイドライン」第８条（取締役会の役割・責務）をご参照ください。

【原則４－９】社外役員の独立性判断基準
「コーポレートガバナンスガイドライン」第９条（取締役会の構成）、第11条（監査役会の構成）をご参照ください。

【補充原則４－11－１】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
「コーポレートガバナンスガイドライン」第９条（取締役会の構成）をご参照ください。

【補充原則４－11－２】取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況
「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

【補充原則４－14－２】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」第15条（取締役・監査役に対する研修）をご参照ください。

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
「コーポレートガバナンスガイドライン」第３条（株主との建設的な対話）をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	10,881,288	20.66
ビーエヌピー パリバ セック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アバディーン グローバル クライアント アセッツ	3,103,300	5.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,508,000	4.76
株式会社ワイ・エー	2,019,440	3.83
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー	1,594,300	3.02
山本 佳英	1,558,364	2.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,444,300	2.74
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,315,200	2.49
山本 惠以	1,300,968	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,160,000	2.20

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドから2014年3月27日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、2014年3月24日現在で4,297千株を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

アバディーン投信投資顧問株式会社およびその共同保有者であるアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッドから2014年7月23日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、2014年7月15日現在で合計4,804千株を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山　一統	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山　一統	○	―――	弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役4名（内、社外監査役2名）は、監査役会規程や監査役監査基準に基づき、監査役会の定めた監査方針、監査計画および業務分担等に従い、取締役会その他重要会議へ出席し、業務および財産の状況の調査等を通じて取締役の職務の執行や内部統制システムの整備および運用状況等について監査を行っております。また、代表取締役、取締役および会計監査人と定期または必要に応じて意見交換を行い、監査室との連携を図ることで監査の実効性を確保する体制としております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻　慶典	弁護士													
佐藤　雅秀	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻　慶典	○	―――	弁護士としての企業法務に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
佐藤　雅秀	○	―――	公認会計士としての企業財務および会計に関する専門的見地と豊富な経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

中期経営計画に基づき設定する事業年度毎の業績や経済動向、業界動向等を勘案した役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役11名に対し総額228百万円（役員報酬171百万円、役員賞与57百万円）、社外取締役1名に対し総額2百万円、社外監査役を除く監査役2名に対し総額47百万円（役員報酬35百万円、役員賞与11百万円）、社外監査役2名に対し総額7百万円を支払っております。
（注）取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、健全かつ適切なインセンティブの設定となるよう、その役割・責務に相応しい水準とし、職務執行の対価としての役員報酬と中期経営計画に基づき設定する事業年度毎の業績や経済動向、業界動向等を勘案した役員賞与によって構成しております。これらは、株主総会で承認された限度額の範囲において、取締役については取締役会決議に基づき、監査役については、監査役の協議に基づき支給しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対し、取締役会の議事その他の情報を必要に応じて提供しております。監査役が必要と認めた場合は、その職務を補助すべき使用人を当社の使用人から任命することができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

現状の体制の概要
取締役会は9名（内、社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。監査役会は、監査役4名（内、社外監査役2名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務および財産の状況の調査等を通じて取締役の職務の執行状況の監査を行っております。取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。会計監査人は監査法人保森会計事務所と会社法および金融商品取引法に基づく会計監査について監査契約を締結し監査を受けております。会計監査業務を執行しているのは代表社員・業務執行社員の2名で継続監査年数は両名とも7年以内であります。当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、会社の業務に精通した社内取締役および客観的で広範かつ高度な視野を持つ1名の社外取締役によって構成された取締役会と、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会によって、業務執行に対する監督、監査を行っております。現状の体制により、業務執行に対する監督、監査は適切に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定の期限より早い時期（3週間以上前）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、事務日程を考慮し、早期に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ（http://www.fcc-net.co.jp/ir/）で公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を期末および第2四半期末後の年2回開催し、代表取締役社長による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.fcc-net.co.jp/ir/）において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料および株主総会関連資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部　IRブロック	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「わたしたちは、安全と環境に配慮し独創的なアイデアと技術でお客様に喜ばれる製品を供給することで社会へ貢献します。」を企業理念の基本方針とし、当社グループ全体で共有する行動指針や行動規範を定めこれを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境方針を策定し、当社の事業活動が環境に与える影響を適格に捉え、製品開発の段階から環境保全を考慮し、環境汚染物質の排出削減、省資源および省エネルギーの推進、廃棄物の発生源からの排出抑制および排出量の削減に努めております。また、本店所在地である静岡県浜松市を中心に地域社会への貢献活動を行い、社会からの信頼と共感を得られるように努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	環境保全活動への取り組みについて、その内容をホームページに掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決議しております。
・当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会からの信頼を確保するため、当社グループ全体で共有する行動規範を定めこれを周知徹底する。
コンプライアンスを統括する組織として、コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するほか、内部通報制度を設置しコンプライアンスの推進を図る。
・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
情報管理基本方針に基づき諸規程を定め、取締役の職務執行に係る情報について適切に保存および管理を行う。
・当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体の経営上のリスクについては、当社の取締役会において認識、評価するものとする。当社の取締役会は、認識、評価した経営上のリスクを管理する取締役を決定する。
リスクマネジメントを統括する組織として、リスクマネジメントオフィサーを委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の日常の業務におけるリスクおよび組織横断的なリスクの管理を行う。
・当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は原則として月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項および重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
経営会議等の会議および執行役員制度の活用により、経営の意思決定の迅速化および効率化を図る。
中期経営計画および年度事業計画を策定し、当社グループ全体の業務執行の進捗管理を行うとともに経営資源の有効活用を図る。
職務執行規程等において、職務分掌、指揮命令系統その他組織に関する基準を定める。
・当社グループ会社の当社への報告に関する体制その他当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループ会社の事業規模および重要性等を踏まえて適正に管理するため、子会社管理規程を定める。
当社は、当社グループ会社に対して当社への定期的な報告を義務づけるほか、一定の重要事項について速やかに報告させる体制を整備する。
当社の内部監査部門は、当社および当社グループ会社の監査を定期または必要に応じて実施する。
・当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者への指揮命令権は各監査役に属するものとし、その任命、解任、人事異動および賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定する。
・当社の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
監査役から報告を求められた場合、迅速かつ適切な報告を行う。
内部通報制度を設置し、監査役への適切な報告体制を確保する。
内部通報制度に関する運用規程において、報告者が不利な取扱いを受けないよう体制を整備する。
・当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の請求をした場合、速やかに当該費用を処理する。
監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上しておく。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる。
・その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、取締役および会計監査人と定期または必要に応じて意見交換を行う。
監査役は内部監査部門との連携を密にし実効的な監査を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことは、企業の社会的責任の観点から極めて重要な課題と認識しております。当社では、内部統制システムの運用を通じて反社会的勢力による被害を防止するための対応を適宜に実施しており、今後も継続して社内体制及び外部専門機関との連携の強化に取り組んでまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制
1. 決算関連情報
　決算財務数値は、経理部が作成し、会計監査人による監査を受け、取締役会において承認された当日に開示しております。監査役会は期中取引を随時監視し、会計監査人による監査も期末に偏ることなく期中から必要に応じて実施されております。また、海外子会社につきましても地域に偏ることなく、会計監査人による原則として3年に1回の往査を実施しております。これにより迅速、正確かつ公平な決算関連情報の開示に努めております。
2. 決定事実
　取締役会規程に定められている取締役会の決議事項は、定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な意思決定をおこなっております。決定された重要事実につきましては、適時開示規則に基づき情報取扱責任者が開示の要否を判断し、開示が必要な場合は代表取締役社長の承認後、迅速に開示を行うように努めております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士によるアドバイスを受けるようにしており、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。適時開示規則において開示義務がないとされる情報につきましても、情報取扱責任者が投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した情報は上記と同様の手続きで開示しております。
3. 発生事実
　当社グループにおいて重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した各部門、事業所およびグループ各社から速やかに担当取締役に報告がなされ、担当取締役は情報取扱責任者に報告を行います。情報取扱責任者は当該事実の内容等を検討し、適時開示規則に基づき開示の要否を判断し、開示が必要な場合は代表取締役社長の承認後、迅速に開示を行うように努めております。また、適時開示規則において開示義務がないとされる情報につきましても、情報取扱責任者が投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した情報は上記と同様の手続きで開示しております。

〔コーポレート・ガバナンス体制図〕

